

5 商品保証について

本書は、当社の商品に関し、ここに記載の保証期間、保障内容の範囲において無料修理を行うことをお約束するものです。保証期間中に故障・損傷などの不具合(以下「不具合」といいます)が発生した場合には、お取り扱いの施工店様、工務店様、販売店様又は当社支店・営業所に修理をご依頼ください。

保証期間

施工者よりの引き渡し日(注1、注2)から
2年間(電装部品については1年間)。

(注1) 改修工事の場合は、改修部分の工事完了の日とします。

(注2) 分譲住宅(建売住宅)・分譲マンションの場合は、建築主様への引き渡し日とします。

※ ドアクローザや錠前は、上記に係らず別途定められた保証内容によります。

保証内容

取扱説明書、本体ラベルまたはその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が発生した場合には、下記に例示する免責事項を除き無料修理いたします。

なお、強風雨時に、扉と枠の間より雨水が浸入することがありますが、これは商品上の不具合ではありません。


免責事項

保証期間内でも、
次のような場合には有料修理となります。

- ① 当社の手配によらない第三者の加工上、組み立て上、施工上、管理上、メンテナンス上などの不備に起因する不具合(例えば、海砂や急結材を使用したモルタルによる腐食、中性洗剤以外のクリーニング剤を使用した事による変色や腐食、工事中の養生不良による変色や腐食など)。
 - ② 表示された商品の性能を超えた性能を必要とする場所に取り付けられた場合の不具合。
 - ③ 建築躯体の変形など商品以外の不具合に起因する商品の不具合。
 - ④ 商品または部品の経年変化(使用に伴う消耗・摩耗など、木製品の反り・干割れ・変色など)や経年劣化(樹脂部品の変質・変色など)またはこれらに伴うさび、かびなどその他類似の不具合。
 - ⑤ 自然現象や住環境に起因する結露などの不具合。
 - ⑥ 環境が特に悪い地域または場所での腐食またはその他の不具合(例えば、海岸地帯での塩害による腐食、大気中の砂塵・煤煙・各種金属粉・亜硫酸ガス・アンモニア・車の排気ガスなどが付着しておきる腐食、異常な高温・低温・多湿による不具合など)。
 - ⑦ 天災その他の不可抗力(例えば、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地盤沈下、落雷、火災、津波、噴火など)により、商品の性能を超える事態が発生した場合の不具合。
 - ⑧ 実用化されている技術では予測することが不可能な現象またはこれが原因で生じた不具合。
 - ⑨ 犬、猫、鳥、鼠などの小動物の害による不具合。
 - ⑩ 引き渡し後の操作誤り、調整不備または適切な維持管理を行わなかったことによる不具合。
 - ⑪ お客様自身の組み立て、取り付け、修理、改造(必要部品の取りはずしを含む)に起因する不具合。
 - ⑫ 本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合または使用目的と異なる使用方法による場合の不具合。
 - ⑬ 犯罪などの不法な行為に起因する破損や不具合。
- ※ 保証期間経過後の修理、交換などは有料とします。
※ 本書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理、その他についてご不明の場合は、最寄りの営業所にお問い合わせください。

故障における修理連絡先

FTS受付

 **0120-3030-17**

管理番号

B-33

作成記号

C 05.1.60Z964(XE/SE)95.7

2005年1月現在

改訂2001年8月

■品質向上を目的に設計仕様を変更する場合があります。



三和シャッター工業株式会社

本社 〒163-0478 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル52階

☎ 03-3346-3011

ホームページ <http://www.sanwa-ss.co.jp/>

●お問い合わせは

製品に関する質問・ご相談・
カタログのご請求は

お客様相談センター 03-3346-3011

製品の修理・故障に
年中無休・24時間対応

フルタイム
サービス **FTS ☎ 0120-3030-17**

この取扱説明書は環境に配慮した再生紙を使用しています。

軽量・重量スチールドア

ドア(開き戸)取扱説明書

玄関/ビル/マンション/アパートドア

※建設会社・施主の皆様へ

この取扱説明書を実際に使用される方
と建築物を管理される立場の方へ必ず
お渡しください



当社製品をお買い上げいただきありがとうございます。
製品を正しくご使用いただくために、この「ドア(開き戸)取扱説明書」をよくお読みください。
また、いつでもお読みいただけるよう大切に保管してください。

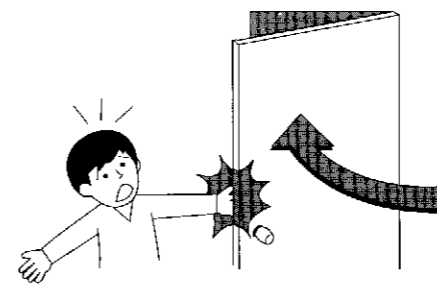
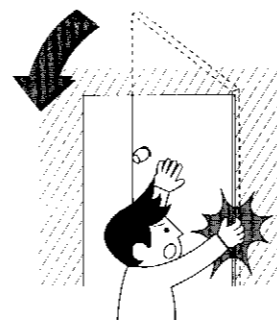
ドアに取付けられている錠前・ドアクローザについても、個々の取扱説明書の内容をよくお読みください。また、大切に保管してください。

1 安全にご使用いただくために

ここに掲載したお願い事項は、人身事故や財産上の損害を未然に防止するために、守っていただきたいことを示しています。

お願い

- ① ドアの開閉時には、丁番側のすき間に絶対に手を置かないでください。指を挟んで大けがをするおそれがあります。特にお子様にはご注意ください。
- ② ドアの開閉にあたっては、必ずハンドルを持って操作してください。ハンドルから手を放したり、ドアの先端に手を置くと、突風などでドアが急に閉まったとき、ドアと枠の間で指を挟み、思わぬけがをするおそれがあります。特にお子様にはご注意ください。
- ③ 風の強いときはドアを閉めて、必ず鍵をかけてください。風によりドアが急に開閉することがあり、けがやドアの破損につながる可能性があります。



2 その他ご留意いただきたいこと

ご使用に当たっては、以下の点にご留意ください。

- ① 出入口のドアを防火設備として使用する場合は、防火管理上いつも閉まった状態にしておく必要があります。ドアにくさび、ストッパー、ドアガードなどをかませて開放状態にしておきますと、火災発生時、延焼するなど被害の拡大につながるおそれがありますので、開放状態にしないでください。
- ② 不用意にドア丁番側に、くさびなどをかませて開放状態にしますと、ドアの変形や開閉に支障をきたす場合がありますので、絶対にくさびなどをかませないでください。
- ③ 玄関ドアに使用される用心鎖やドアガードは、錠の代用として使用しないでください。用心鎖やドアガードは、来訪者の確認などのために使用する初期防犯用金物です。錠と同等の防犯効果はありません。
- ④ 台風などの暴風雨時にはドアの性能を超えて、雨水が玄関や屋内に侵入することがあります。ト枠部分に雑巾やタオルをあてておきますと、吹き込みを防止できます。

3 お手入れ方法について

長期間、清掃しないままにしておきますと、表面に付着した汚れは、しみや腐食の原因となります。汚れが軽いうちに清掃してください。

清掃の目安は、少なくとも年に1~2回程度です。特に海岸地帯や交通量の多い道路沿いは、塩分や排気ガスによる汚損が進みやすいので、こまめにお手入れしてください。

- ① 清掃は、水または中性洗剤を薄めた液で柔らかい布またはスポンジを使って洗ってください。なお、中性洗剤を使用した場合、その後洗剤の成分が残らないように十分拭き取ってください。
- ② サンドペーパーやワイヤーブラシなどを使わないでください。製品に傷がつき、しみや腐食の原因になります。

4 困った場合には

長期間ご使用になりますと、丁番のネジのゆるみ、ドアのがたつきなどの不具合が発生することがあります。そのままにしておきますと、人身事故や家財の損害などの原因になります。ドアの使用にあたり異常を感じた場合、次のように対処してください。

不具合状況	対 処
ドアの開閉速度が変化するなど動きがおかしくなった。	ドアクローザの不調が考えられます。調整によって直ることもあります。詳細はドアクローザの取扱説明書をよくお読みの上、調整してください。 ※ドアクローザの取扱説明書がない場合、弊社までご連絡ください。 ※BLマーク貼付商品のドアクローザについては、BL認定の基準として「特殊な工具以外では閉じ速度を調整できない構造とする」となっておりますので、建物管理責任者に依頼してください。
ドアのがたついたり、開閉時に枠にあたる。	丁番を止めているネジがゆるんでいることが考えられます。この時、ドアの下に木片をあてがってドアを水平に保持してネジを締め直してください。
鍵の抜き差しが悪くなった。	鉛筆の黒芯の粉(黒鉛粉)を鍵にまぶすか、または市販の錠前専用潤滑剤を鍵穴に入れてください。 ※錠前専用以外の潤滑剤は、注入後は良くてもほこりを吸着し、かえって動きを悪くするおそれがありますので、使用しないでください。

修理依頼について

取扱説明書に掲載されていない不具合が発生した場合は、ご自分で修理せず、必ず建物管理責任者または弊社までご連絡ください。ご連絡にあたっては、次のことをご知らせください。

- 商品名またはメーカー名
- 破損箇所や不具合状態

お願い

- 引越などにより転居される場合は、この取扱説明書を次の建物所有者または管理会社に必ずお渡しください。
- この取扱説明書を紛失または汚して見にくくなった場合、再発行しますので、建物管理者・管理会社もしくは弊社までお申し付けください。

建築物オーナー又は建築物を管理される立場の方へ

- 入居者が入れ替わった場合、新しい入居者に本書をお渡しください。また本書がお手元に無い場合は、弊社へ必要部数をお申し付けください。
- 共有部分を管理される場合は、本書の記載内容に基づき、管理責任者が点検及びお手入れをしてください。また入居者が行う点検は、本書に基づき、管理責任者が入居者に説明してください。入居者から製品について不具合又は取扱説明書の再発行のお申し出があった場合は、早急に弊社へご連絡ください。